

# 秩父福祉事務所管内 高齢者・障害児（者）福祉施設等の災害時の連絡等に関する取扱要綱

## 第1 趣旨

地震・台風、雪害等の災害や事件・事故が発生した際には、高齢者・障害児（者）福祉施設等は、被害状況等について、速やかに報告を行うことにより、施設利用者の安全確保等を図るものである。

## 第2 対象となる施設

秩父福祉事務所管内1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在する次の施設等

- ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）並びにこれらの施設に併設された老人短期入所事業及び老人デイサービス
- ・介護老人保健施設
- ・介護付き有料老人ホーム
- ・介護療養型医療施設
- ・障害者支援施設
- ・障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、短期入所）とする。

## 第3 報告の対象となる事項

### (1) 報告対象となる事項

県高齢者福祉課で策定した「老人福祉施設危機管理マニュアル」及び県障害者支援課で策定した「障害児（者）施設・グループホーム等危機管理マニュアル」において、それぞれ定める報告対象事項とする。

### (2) 報告先等

秩父福祉事務所及び施設等の所在する市町の担当課

別紙1の「秩父福祉事務所・各市町報告先」に連絡する。

なお、連絡は、電話、ファクシミリ、電子メール等のいずれの方法でも差し支えないが、その時点で最も迅速、確実に連絡がとれる方法とする。

### (3) 「事故報告」

初期対応が落ち着いた段階で、各危機管理マニュアルに基づき、改めてこれに基づく事故報告を行う。

### (4) 施設等の「緊急時の連絡方法及び職員参集体制」の報告

各施設等は、毎年4月に、秩父福祉事務所に「緊急時の連絡方法及び職員参集体制」（別紙2）を報告するとともに、その内容に変更が生じたときは、遅滞なくその内容を連絡する。

#### 第4 土日、祝日、夜間においても報告を要する事項

次に掲げる災害による被害、事件・事故等が発生した場合には、土日、祝日、夜間であっても報告する。

##### (1) 報告対象となる事項

ア 地震台風等の自然災害による施設の大破、火災、入所者の他施設への避難等

イ 施設での処遇ミス等による入所者の死亡等

ウ 感染症、食中毒の発生で次の場合

(ア) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

(イ) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

(ウ) (ア) 及び (イ) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

##### (2) 報告先

秩父福祉事務所及び施設等の所在する市町の担当課

##### (3) 報告方法

別紙1の「秩父福祉事務所・各市町報告先」の「土日、祝日、夜間」の連絡用の電話に連絡する。

##### (4) 「事故報告」

初期対応が落ち着いた段階で、各危機管理マニュアルに基づき、改めてこれに基づく事故報告を提出する。

#### 第5 地震発生時の報告

地震発生時においては、秩父福祉事務所管内で震度5強以上の地震が発生した際には、被害がない場合でも、「被害がない」旨の報告をする。

| 災害の基準                         | 通報の基準 (内容等)  |
|-------------------------------|--|
| 1. 秩父福祉事務所管内で震度5強以上の地震が発生したとき | 1 人的、物的被害の内容及び対応状況<br>2 <b>被害のない場合も、「被害のない」旨の報告が必要</b> |
| 2. 秩父福祉事務所管内で震度5弱以下の地震が発生したとき | 1 人的、物的被害の内容及び対応状況<br>2 被害のない場合は、報告は不要                 |

#### 第6 秩父福祉事務所及び各市町の対応

- (1) 通信事情等により報告が届かない場合に備え、秩父福祉事務所及び各市町は、施設からの報告について互いに情報提供し、情報の把握・共有に努める。
- (2) 秩父福祉事務所及び各市町は、施設から救援要請があった場合、又は報告内容から必要があると認めるときは、直ちに関係機関に連絡する。
- (3) 秩父福祉事務所は、各施設の「緊急時の連絡方法及び職員参集体制」その他の情報を各市町に提供し、情報の共有を図る。

(4) 各市町は、防災活動等の過程で各施設の被災状況又は防災上必要な情報を入手したときは、秩父福祉事務所にも提供する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

## 秩父福祉事務所・各市町報告先

| 担 当 課 所                   |              | 連 絡 先  |               |
|---------------------------|--------------|--|---------------|
| 埼玉県秩父福祉事務所<br>介護保険・施設整備担当 |              | TEL. 0494-23-2119(介護) 0494-23-2115(生保)<br>FAX. 0494-23-7813<br>E-mail: t2262282@pref.saitama.lg.jp |               |
|                           |              | 平 日 夜 間<br>土日、祝日日中<br>土日、祝日夜間  | 090-4595-4112 |
| 秩父市                       | 高齢者介護課 (高齢)  | TEL. 0494-25-5205 FAX. 0494-27-7336<br>E-mail: kaigo@city.chichibu.lg.jp                           |               |
|                           |              | 平 日 夜 間<br>土日、祝日日中<br>土日、祝日夜間  | 0494-22-2211  |
|                           | 障がい者福祉課 (障害) | TEL. 0494-27-7331 FAX. 0494-27-7336<br>E-mail: shogai-fukushi@city.chichibu.lg.jp                  |               |
|                           |              | 平 日 夜 間<br>土日、祝日日中<br>土日、祝日夜間  | 0494-22-2211  |
| 横瀬町                       | 福祉介護課        | TEL. 0494-25-0116 FAX. 0494-21-5155<br>E-mail: fukushi@town.yokoze.saitama.jp                      |               |
|                           |              | 平 日 夜 間  | 080-9201-3328 |
|                           |              | 土日、祝日日中  | 0494-25-0116  |
|                           |              | 土日、祝日夜間  | 080-9201-3328 |
| 皆野町                       | 福祉課          | TEL. 0494-62-1233 FAX. 0494-62-2791<br>E-mail: fukusi@town.minano.saitama.jp                       |               |
|                           |              | 平 日 夜 間<br>土日、祝日日中<br>土日、祝日夜間  | 0494-62-1230  |
|                           |              |  |               |
| 長瀬町                       | 健康福祉課        | TEL. 0494-66-3111 FAX. 0494-66-3564<br>E-mail: kenkou@town.nagatoro.saitama.jp                     |               |
|                           |              | 平 日 夜 間  | 080-6845-3318 |
|                           |              | 土日、祝日日中  | 0494-66-3111  |
|                           |              | 土日、祝日夜間  | 080-6845-3318 |
| 小鹿野町                      | 福祉課          | TEL. 0494-75-4421 FAX. 0494-75-4710<br>E-mail: fukushi@town.ogano.lg.jp                            |               |
|                           |              | 平 日 夜 間<br>土日、祝日日中<br>土日、祝日夜間  | 0494-75-4421  |

別紙2

災害等緊急時の連絡方法及び職員参集体制

令和 年 月 日現在

|     |  |
|-----|--|
| 施設名 |  |
| 所在地 |  |
| 法人名 |  |

1 緊急時の連絡方法

|                |  |
|----------------|--|
| (1) 電話番号       |  |
| ア. 代表直通電話      |  |
| イ. 次順位の電話      |  |
| ウ. 施設長名        |  |
| 携帯電話           |  |
| 携帯電話メール・アドレス   |  |
| (2) F A X 番号   |  |
| (3) 施設メール・アドレス |  |

2 災害時等の緊急時の職員参集体制について

- (1) 災害時等の緊急時の職員参集計画  
別紙として添付してください。
- (2) 災害時等の緊急時の職員連絡系統図  
別紙として添付してください。

回答作成者  
職名  
氏名